附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定　公布の日

二　第二条及び第七条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「記憶機能及びその他の」を削る。

（道路交通法の一部改正）

第四条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第一項第三号イ中「記憶機能及びその他の」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第五条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三十二第二項及び第十七条の四十第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、老人福祉法第二十九条第四項の規定は、適用しない。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十条の二第一項及び第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「新老人福祉法第二十九条第六項」を「老人福祉法第二十九条第八項」に改め、同条第四項中「新老人福祉法第二十九条第八項」を「老人福祉法第二十九条第十項」に改める。

附則第十三条第二項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第九項第二号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十項中「平成三十九年三月三十一日までの間」を「令和九年三月三十一日までの間（前項第二号に掲げる者にあっては、平成二十九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間）」に、「前項」を「同項」に改める。

附則第十四条第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十三条第一号の改正規定中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の二第一項第一号中「行う」の下に「電子資格確認の実施に必要な物品その他」を加える。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

（政令への委任）

第九条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十三号

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　指定法人
　第一節　電話リレーサービス提供機関（第八条―第十九条）
　第二節　電話リレーサービス支援機関（第二十条―第二十九条）
第三章　雑則（第三十条・第三十一条）
第四章　罰則（第三十二条・第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、電話が即時に隔地者間の意思疎通を行う手段として重要な役割を担っていることに鑑み、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、国等の責務、総務大臣による基本方針の策定、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金の交付等について定めることにより、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。